独立行政法人農畜産業振興機構理事　森　多可志
農林水産事務官（東海農政局長）に採用する
（関東農政局統計部長）農林水産事務官　西岡　篤彦
北海道農政事務所長に配置換する
独立行政法人農畜産業振興機構理事　河﨑　厚夫
農林水産事務官（大臣官房政策課国際食料情報分析官）に採用する
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構理事　佐々木昭博
農林水産技官（生産局農産部農業環境対策課農業環境情報分析官）に採用する
独立行政法人農畜産業振興機構総括調整役　馬場　一洋
農林水産事務官（大臣官房付）に採用する
独立行政法人種苗管理センター西日本農場長　藤定光太郎
農林水産技官（食料産業局新事業創出課知的財産情報分析官）に採用する
独立行政法人水資源機構水路事業部長　本間　泰造
農林水産技官（東北農政局農村計画部長）に採用する
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構統括部長　西山　明彦
農林水産事務官（関東農政局統計部長）に採用する
（大臣官房付）農林水産事務官　馬場　一洋
内閣府に出向させる
独立行政法人農畜産業振興機構理事長に任命する　佐藤　純二
独立行政法人農業者年金基金理事長に任命する　中園　良行
独立行政法人農業者年金基金監事に任命する　柳澤　茂樹　渡部　裕人
独立行政法人農畜産業振興機構監事に任命する（各通）　中村　眞純　伊藤　康生
独立行政法人農業者年金基金監事に任命する（各通）　大平　俊明
日本中央競馬会監事に任命する（以上十月一日）

林野庁

（林野庁付）農林水産技官　山﨑　信介
（林野庁森林整備部計画課海外森林資源情報分析官）同　森田　一行
辞職を承認する（各通）（九月三十日）
（独立行政法人森林総合研究所理事）　山口　正三
農林水産技官（林野庁森林整備部計画課海外森林資源情報分析官）に採用する
（林野庁林政部林政課管理官）　田中　謙司
中部森林管理局次長（名古屋事務所長）に配置換する
（九州森林管理局総務部長）農林水産事務官　山元　康則
農林水産技官（林野庁林政部林政課管理官）に配置換する
（林野庁国有林野部管理課監査官）農林水産技官　竹花　祐治
農林水産事務官（九州森林管理局総務部長）に配置換する
（中部森林管理局次長（名古屋事務所長））同　竹林　章
林野庁国有林野部付に配置換する（以上十月一日）

水産庁

（水産庁増殖推進部長）農林水産技官　成子　隆英
辞職を承認する（九月三十日）
独立行政法人国際協力機構理事　髙島　泉
農林水産事務官（水産庁資源管理部長）に採用する
独立行政法人農林漁業信用基金理事　木實谷浩史
農林水産技官（水産庁増殖推進部長）に採用する（以上十月一日）

海上保安庁

（石垣海上保安部長）海上保安官　尾崎　正宏
第三管区海上保安本部交通部長に転任させる（総務部付）同　葛西　正記
石垣海上保安部長に転任させる
二等海上保安監を命ずる（以上九月三十日）
（第五管区海上保安本部長）海上保安官　大島啓太郎
辞職を承認する（総務部参事官）同　石指　雅啓
第五管区海上保安本部長に転任させる（総務部政務課長）同　村上　玉樹
総務部参事官に昇任させる
（国土交通省総合政策局安心生活政策課長）国土交通事務官　東井　芳隆
海上保安官（総務部政務課長）に転任させる
一等海上保安監を命ずる（装備技術部長）海上保安官　丸山　研一
国土交通省に出向させる（四国運輸局長）国土交通技官　宮村　弘明
海上保安官（装備技術部長）に転任させる
一等海上保安監を命ずる（舞鶴海上保安部宮津海上保安署長）海上保安官　村上　正彦
宮津港長を免ずる（舞鶴海上保安部宮津海上保安署次長）同　西村　公男
宮津港長を命ずる（以上十月一日）

官庁報告

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十三年十月五日

関東経済産業局長　照井　恵光

一　件名　東部液化石油株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十三年十月二十七日　午後二時から

三　場所　取手八重洲町会館（茨城県取手市東六丁目二十八―七）

四　事案の要旨

1　熱量変更費用に係る繰延資産の償却終了に伴う一般ガス供給約款の変更（総括原価見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び東部液化石油株式会社土浦支店（茨城県つくば市大字稲岡字迎山七二九番地三）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「東部液化石油株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十三年十月十二日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「東部液化石油株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十三年十月十二日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。